

がんばる事業所感染対策取組事項

共通事項

- 経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- 国・地方自治体・業界団体などを通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。
- 従業員に対し、出勤前に体温や新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認させる。体調の思わしくない者には各種休暇制度の取得を奨励する。また、勤務中に体調が悪くなった従業員は、必要に応じ、直ちに帰宅させ、自宅待機とする。
- 従業員に対し、始業時、休憩等を含め、定期的な手洗いを徹底する。このため必要となる水道設備や石けんなどを配置する。また、水道が使用できない環境下では、手指消毒液を配置する。
- 従業員に対し、勤務中のマスクなどの着用を促す。
- 会計処理にあたる場合は、電子マネー等の非接触型決済を導入する。
- 現金、クレジットカード等の受け渡しが発生する場合には、手渡しで受け取らず、コイントレー（キャッシュトレー）などを使用する。また、コイントレーは定期的に消毒する、会計の都度手指を消毒するなど工夫する。
- 不特定多数の人が訪れるトイレは毎日清掃し、ドアやレバー等は定期的にアルコール消毒液、次亜塩素酸ナトリウム等で清拭する。
- 感染防止対策に必要な物資（消毒液、不織布マスク、手袋、ペーパータオル、及びそれらの使い捨て用品を廃棄する容器等）の一覧表（リスト）を作成し、十分な量を準備しておくか、または緊急時にすぐ入手できるよう予め手配しておく。平時から使用した分をその都度補充し、常に一定の必要量を備蓄しておく。
- その他

